# 令和5年5月17日

令和5年度第2回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

# 令和5年度第2回定例松本市教育委員会付議案件

# [議案]

第1号 中山小学校への小規模特認校制度の導入について

# [報告]

第1号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

第2号 自動車事故について

# [その他]

5. 5. 17

教育政策課・学校教育課

### 議案第 1 号

#### 中山小学校への小規模特認校制度の導入について

#### 1 趣旨

恵まれた自然環境や少人数の特性を生かした教育を推進する学校への区域外就学を 認める小規模特認校制度を、中山小学校に導入することについて協議するものです。

### 2 小規模特認校制度

学校選択制のひとつとして、特定の学校について、従来の通学区域は残したままで 通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるもの

### 3 経過

- 4. 4. 1~ 安曇小中学校で小規模特認校制度による転入学者を受入れ
  - 7. 1 中山小学校長等と導入に向けて意見交換
  - 11.17 中山小学校PTA総会において説明、意見交換
- 5. 2.16 中山地区町会連合会に説明、意見交換
  - 4.26 中山小学校PTA総会において説明
  - 5. 9 校長会において説明、意見交換

#### 4 制度の適用

令和6年4月の転入学者から適用

- 5 松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱の一部改正
  - (1) 改正内容

第2条に松本市立中山小学校を追加

(2) 施行期日

教育委員会の議決の日

(3) 新旧対照表

別紙のとおり

#### 6 今後の対応

教育委員会の議決を経て市議会経済文教委員会に報告し、市公式ホームページ等で の周知を開始します。

担当

教育政策課 課長 小西 えみ 学校教育課 課長 清沢 卓子 電話 33-3980(教育政策課) 33-9846(学校教育課) 現行

○松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱

令和3年12月16日 教育委員会告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、特色ある教育活動 第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、特色ある教育活動 を推進している小規模な市立小・中学校において、児童生 徒の適性を生かした教育を推進するとともに心身の健康増 進を図り、豊かな人間性を培うため、松本市立小学校及び 中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成12 年教育委員会告示第30号。以下「通学区域外就学要綱」 という。)に規定する通学区域外就学のうち、当該小・中 学校の通学区域外の就学予定者及び児童生徒(以下「児童 生徒等」という。)が就学することを認める制度(以下「小 規模特認校制度」という。)を実施することについて、必 要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる小・ 中学校(以下「小規模特認校」という。)は、松本市立安 曇小学校及び松本市立安曇中学校とする。

(対象者及び学年)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者

改正後(案)

○松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱

令和3年12月16日 教育委員会告示第40号

(趣旨)

を推進している小規模な市立小・中学校において、児童生 徒の適性を生かした教育を推進するとともに心身の健康増 進を図り、豊かな人間性を培うため、松本市立小学校及び 中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成12 年教育委員会告示第30号。以下「通学区域外就学要綱」 という。)に規定する通学区域外就学のうち、当該小・中 学校の通学区域外の就学予定者及び児童生徒(以下「児童 生徒等」という。)が就学することを認める制度(以下「小 規模特認校制度」という。)を実施することについて、必 要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる小・ 中学校(以下「小規模特認校」という。)は、松本市立中 山小学校、松本市立安曇小学校及び松本市立安曇中学校と する。

(対象者及び学年)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者

- は、当該小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会 が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童生徒等と するものとする。
- 2 小規模特認校への就学は、全学年の児童生徒等を対象と するものとする。

(就学の条件)

- 第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等 は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
- (1) 原則として第7条の就学の申請の際現に児童生徒等及 びその保護者が市内に住所を有し、又は申請後、就学まで に市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA活動等を十 分理解し、協力する意思があること。
- (3) 児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年 度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意 思があること。

(受入人数)

第5条 小規模特認校における児童生徒等の受入人数は、当 第5条 小規模特認校における児童生徒等の受入人数は、当 該小規模特認校に在学する児童生徒数を勘案し、教育委員 会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するもの とする。

(就学日等)

第6条 小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とす

- は、当該小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会 が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童生徒等と するものとする。
- 2 小規模特認校への就学は、全学年の児童生徒等を対象と するものとする。

(就学の条件)

- 第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等 は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
  - (1) 原則として第7条の就学の申請の際現に児童生徒等及 びその保護者が市内に住所を有し、又は申請後、就学まで に市内に転入する見込みがあること。
  - (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA活動等を十 分理解し、協力する意思があること。
  - (3) 児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年 度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意 思があること。

(受入人数)

該小規模特認校に在学する児童生徒数を勘案し、教育委員 会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するもの とする。

(就学日等)

|第6条||小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とす る。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りで | る。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りで ない。

2 小規模特認校に就学する児童生徒又はその保護者の事情 | により、当該小規模特認校への就学が困難となった場合は、 教育委員会は、当該小規模特認校の学校長と協議の上、当該 児童生徒の住所地を通学区域とする小学校又は中学校に転学 させることができるものとする。

(就学の申請)

第7条 小規模特認校への就学を希望する児童生徒等の保護 第7条 小規模特認校への就学を希望する児童生徒等の保護 者(以下「申請者」という。)は、通学区域外就学要綱第 3条に規定する指定校変更申請書又は区域外就学申請書を 教育委員会に提出しなければならない。

(就学の許可等)

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の申請があっ たときは、当該申請に係る小規模特認校の学校長と協議 し、その結果を申請者に通知するものとする。

(就学の許可の取消し)

第9条 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可した 後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4 条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明し たときは、就学の許可を取り消すことができるものとす る。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

ない。

2 小規模特認校に就学する児童生徒又はその保護者の事情 により、当該小規模特認校への就学が困難となった場合は、 教育委員会は、当該小規模特認校の学校長と協議の上、当該 児童生徒の住所地を通学区域とする小学校又は中学校に転学 させることができるものとする。

(就学の申請)

者(以下「申請者」という。)は、通学区域外就学要綱第 3条に規定する指定校変更申請書又は区域外就学申請書を 教育委員会に提出しなければならない。

(就学の許可等)

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の申請があっ たときは、当該申請に係る小規模特認校の学校長と協議 し、その結果を申請者に通知するものとする。

(就学の許可の取消し)

第9条 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可した 後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4 条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明し たときは、就学の許可を取り消すことができるものとす る。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

教育委員会資料 5.5.17

学校給食課

## 報告第 1 号

松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

#### 1 趣旨

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、新たに 委員を委嘱することについて報告するものです。

- 委員名簿
  裏面のとおり
- 3 任期 委嘱の日から1年
- 4 根拠法令(抜粋)

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校長
  - (2) PTA関係者
  - (3) 松本市保健所関係者
  - (4) 学校給食課長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠け た場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 学校給食課

課長 三代澤 昌秀

電話 86-1130

# 令和5年度松本市学校給食食品等選定委員会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名	備考
学校長	しみず のぶゆき <b>清水 伸行</b>	明善中学校 校長	副委員長
学校長	五明 佳代	筑摩小学校 校長	
PTA関係	たきざわ ゆ か <b>滝沢 由佳</b>	松本市PTA連合会副会長	
教育委員会が必要と認める者	なるせ ゆうこ 成瀬 祐子	松本大学人間健康学部健康栄養学科専任講師	
松本市保健所関係者	* <sup>5 やま</sup> ***********************************	松本市保健所保健予防課管理栄養士	
学校給食課長	みょされ まさひ <b>三代澤 昌</b>	学校給食課課長	委員長
教育委員会が必要と認める者	きいとう あゆみ 斉藤 歩	西部学校給食センター栄養教諭	
"	東方・映里名	東部学校給食センター栄養教諭	
"	************************************	波田学校給食センター栄養教諭	
"	ももませ はやひろ 百瀬 速宏	西部学校給食センター係長(調理員)	
"	カヤきか かずま宮坂 一男	東部学校給食センター係長(調理員)	

教育	<b>育委員</b>	会資	對	
5.	5	. 1	7	
寿	公	民	館	

### 報告第 2 号

#### 自動車事故について

#### 1 趣旨

量販店へ花の苗等の購入に向かう際に発生した公用車による自動車事故に ついて報告するものです。

## 2 事故の概要

(1) 発生日時

令和5年3月7日(火)午前10時10分頃

- (2) 発生場所(位置図:次ページのとおり) 松本市寿豊丘1077番1先 一般県道新茶屋塩尻線と市道4549号線との交差点
- (3) 事故の状況

上記日時場所において、市道4549号線を東から西へ走行してきた当 方車両が一旦停止後、直進しようと上記交差点に進入した際、一般県道新茶 屋塩尻線を南から北へ走行してきた相手方車両と衝突し、双方車両が損傷 したもの

(4) 被害の状況

ア 相手方 松本市並柳在住 女性(30代)

- (7) 人身 なし
- (4) 物損 右前部バンパー、フェンダー及びドア、右ピラー等の損傷 イ 当方 寿公民館 男性職員 会計年度任用職員
  - (7) 人身 なし
  - (4) 物損 右前部バンパー、ヘッドランプ等の損傷

### 3 今後の対応

- (1) 相手方には、誠意を持って対応します。
- (2) 本事故を教訓に、今後同様の事故を起こさないよう事故の防止を図るとともに、安全運転の徹底について改めて職員に指導しました。
- (3) 5月25日開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当

中央公民館課長(寿公民館担当) 羽田野 千帆

電話 58-2038

# 位 置 図



事故現場略図

